

資金決済に関する法律第 20 条第 1 項に基づく 前払式支払手段の払い戻しのお知らせ

平成 29 年 4 月 26 日に取扱いを終了した当社発行の前払式支払手段について、下記の通り未使用残高の払い戻しを致しますので、申出期間内に申出をお願い致します。

記

○払い戻しを行う前払式支払手段発行者の商号

株式会社エイジ

○払い戻しの対象となる前払式支払手段の種類

AGEポイント

○払い戻しの申出期間

平成 29 年 4 月 27 日から平成 29 年 7 月 27 日迄

※当該申出期間内に申出をしなかった前払式支払手段の保有者は当該払い戻しの手続きから除斥されますので、ご注意願います。

○払い戻しに関する問い合わせ先

〒140-0014 東京都品川区大井1-20-6 住友大井町ビル北館3階
株式会社エイジ 運営部
(電話) 03-5709-7870 (URL) www.age-corp.jp

株式会社エイジ
平成 29 年 4 月 27 日

公告の中断についての追加公告

1. 公告中断日時

平成29年5月17日(水) 8:00~19:30

2. 公告中断内容

公告掲載期間において、サーバのメンテナンスのため公告の中断が生じました。